別紙4－4

今後のスポーツ少年団指導者について

公益財団法人日本スポーツ協会
日 本 ス ポ ー ツ 少 年 団

目次

1.スポーツ少年団指導者に関わる諸規程等の改定の背景と経緯　P3

2.スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成 P4~

3.スポーツ少年団登録　P8～

4.スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け　P11～

5.スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター　P16～

6.スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会修了者の翌年度のスポーツ少年団登録　P19

1. スポーツ少年団指導者に関わる諸規程等の改定の背景と経緯

- **スポーツ少年団への社会からの期待**

⇨ スポーツならびにスポーツ少年団を取り巻く環境が大きく変わる中で、また「スポーツ基本計画」あるいは「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等の国の施策にスポーツ少年団の名称が明記され、社会からスポーツ少年団への期待が高まっていることがわかります。

- **「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」存在になるために**

⇨ 社会環境の変化と社会からの期待への対応は、平成 21 年に発表した「スポーツ少年団の将来像」において示された方向性と一致するもので、これからのスポーツ少年団は既存のスポーツ少年団の枠組みを超えて、より社会的な使命を果たす存在になることが期待されています。

- **全てのスポーツ少年団指導者がJSPO※公認スポーツ指導者資格保有者であるために**

⇨ JSPOはスポーツを「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」と定義しています。スポーツ少年団に登録する団員は、自発的にスポーツを選んでくれた子どもたちです。そのような子どもたちに対する指導者としての責任を果たすためには、スポーツ少年団指導者は全員、公認スポーツ指導者資格保有者であることは不可欠であると考えます。

※ JSPO：公益財団法人日本スポーツ協会（Japan Sport Association）

2. スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成 (1/4)

- **スポーツ少年団がJSPO公認スポーツ指導者制度に基づき養成するスポーツ指導者資格〔令和 2 (2020)年度～〕**

⇨ **JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）**

役割： スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、当該競技の上位資格者と協力して、安全で効果的な活動を提供する者。
（「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」より抜粋）

※スポーツ少年団では、スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者のみで活動（指導）することが可能です。

【JSPO公認スポーツ指導者制度カリキュラム相関図】

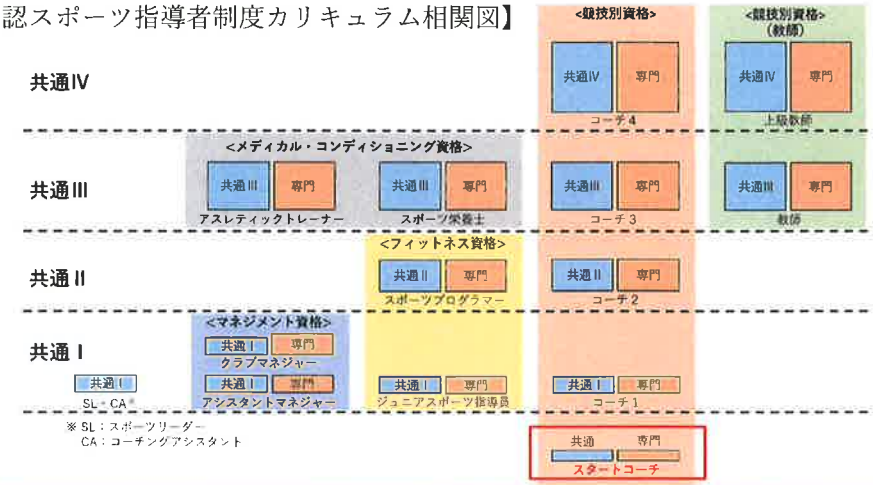

2．スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成（2/4）

● スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目※ カリキュラム

1．スポーツ少年団の理念と意義	
	（1）スポーツ少年団の理念・意義
	（2）日本スポーツ少年団指導者綱領・団員綱領
2．ジュニア期のスポーツ指導	
	（1）発育・発達に合わせた指導
	（2）アクティブ チャイルド プログラム（JSPO-ACP）
	（3）運動適性テストⅡ
3．安全・安心なスポーツ環境の整備	
	（1）リスク管理
	（2）反倫理的行為の根絶

子どもが初めてスポーツをする際の受け皿（スポーツの入り口）の役割を担ううえで、そこで指導する指導者が、必要最低限、身につけておくべき内容です。

※ 専門科目：スポーツ少年団がJSPO公認スポーツ指導者制度に基づき養成するスタートコーチ（スポーツ少年団）に特化した科目
（共通科目：スタートコーチ（スポーツ少年団）に限らず、他の団体が養成する全てのスタートコーチの養成において共通して学ぶ科目）

2．スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成（3/4）

● スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会基本日程（例）

9:00	9:20	10:50	12:20	13:20
ガイダンス 【20分】	スポーツの意義と価値 スポーツ少年団の理念と意義 【90分】	安全なスポーツ環境の整備 【90分】	昼食・休憩 【60分】	
	＜共通＞ ・スポーツの意義と価値 ＜専門＞ ・スポーツ少年団の理念と意義 ・スポーツ少年団指導者綱領	＜共通＞ ・安全なスポーツ環境の構築 ・スポーツに関連する医科学的知識 ＜専門＞ ・リスク管理 ・反倫理的行為の根絶		

13:20	14:50	15:50	17:20	17:50
指導のプロセス ジュニア期のスポーツ指導 【90分】	指導者の責任と役割 【60分】	グループワーク 【90分】	検定試験 【30分】	
＜共通＞ ・リーダーシップ ・信頼関係構築におけるコミュニケーションの重要性 ＜専門＞ ・発育・発達に合わせた指導 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSPO-ACP） ・運動適性テスト	＜共通＞ ・コーチングおよびコーチとは ・コーチの学びとセルフマネジメント			

1日の講習会を受講・修了することで、スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格を取得することが可能です。

【講習形態】 9：20～15：50 講義形式
15：50～17：20 グループワークを中心としたアクティブ・ラーニング※
17：20～17：50 検定試験

※ アクティブ・ラーニング：
一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。
主体的・対話的で深い学びを目的として、講習会にとり入れる

2．スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成 (4/4)

● スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会受講料

⇨ 養成講習会開催団体（都道府県スポーツ少年団）が設定します。

● スタートコーチ（スポーツ少年団）資格登録料

⇨ ４年間で10,000円として定められています。
また初回登録時のみ、資格登録料に加え初期登録手数料※を納入いただきます。

※既に他のJSPO公認スポーツ指導者資格（バスケットボール・サッカーの指導者資格を除く）を保有されている方はかかりません。

＜資格登録料と初期登録手数料の納入イメージ＞

2020年度に養成講習会を修了し、2021年度に資格登録した場合

令和２(2020)年度	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度
	１年目	２年目	３年目	４年目	１年目	２年目	３年目	４年目

資格登録料：10,000円
初期登録手数料：3,000円（※）

資格登録料：10,000円

※令和５年４月１日付登録から3,300円に変更になります

3．スポーツ少年団登録 (1/3)

● スポーツ少年団の登録区分（単位スポーツ少年団）

⇨ 下記のとおり、単位スポーツ少年団における主な活動内容ごとに「団員」、「指導者」、「役員」・「スタッフ」の登録区分を設けます。

	単位団における主な活動			
	スポーツをする	スポーツ指導をする	団運営に関わる	
JSPO公認スポーツ指導者資格有	**団員**	**指導者**（20歳未満含む）	**役員**	**スタッフ**
JSPO公認スポーツ指導者資格無				
スポーツ少年団登録料（日本スポーツ少年団への納入額）	300円	700円	700円	700円

※JSPO公認スポーツ指導者資格を保有していない方は、「役員」または「スタッフ」として登録します。

● スポーツ少年団の登録区分（都道府県・市区町村スポーツ少年団）

⇨ 都道府県・市区町村スポーツ少年団での登録は、令和元（2019）年度以前は「役職員」として登録していましたが、「役員」または「スタッフ」として登録します。

3．スポーツ少年団登録 (2/3)

● **単位スポーツ少年団の登録条件**

「原則として団員10名以上、指導者２名以上で構成すること」に加え、下記２つの条件を“全て”満たすことが登録の条件となります。

※原則の構成人数は、都道府県によって運用が異なることがあります。

① 20歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の２名以上の登録が必要

→ 子どもを預かることの責任の観点から、20歳以上の複数名配置を必須とします。

② ２名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいる※ことが必要

→「スポーツ少年団の理念」の普及、「理念」に沿った活動を行うために、「理念」を学んだ指導者の複数名配置を必須とします。

※「スポーツ少年団の理念」を学んだ者
・令和元(2019)年度スポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定員資格保有者として登録していた者
・令和元(2019)年度スポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員資格保有者として登録していた者
・JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
・前年度JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格養成講習会を受講し、修了した者
・令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者

3．スポーツ少年団登録 (3/3)

● **単位スポーツ少年団の登録に必要な最低構成人数**

	指導者				役員		スタッフ		団員
	理念○ 20歳以上	理念○ 18歳以上20歳未満	理念× 20歳以上	理念× 18歳以上20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
A	2名								10名
B	1名	1名	1名						10名
C	1名	1名			1名				10名
D	1名	1名					1名		10名
E		2名	2名						10名
F		2名	1名		1名				10名
G		2名	1名				1名		10名
H		2名			2名				10名
I		2名			1名		1名		10名
J		2名					2名		10名

【新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う対応】
令和4 年度に限り全ての単位スポーツ少年団において、「指導者」が2名以上であれば、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が０名でも登録することを可能としています。
ただし、令和5年度の登録時に「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録できるよう、以下いずれかの対応をお願いいたします。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合
この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計２名が、令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

4．スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け（1/5）

● **スポーツ少年団認定育成員・認定員が保有するJSPO公認スポーツ指導者資格**

・認定育成員：JSPO公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーを除く）
例：ジュニアスポーツ指導員、コーチ１～４、アシスタントマネジャー、クラブマネジャー、スポーツプログラマー等

・ 認 定 員 ：JSPO公認スポーツリーダー

■認定員の中には、JSPO公認スポーツリーダーに加え、他のJSPO公認スポーツ指導者資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）を保有されている方もいます。

■平成17(2005)年度の日本スポーツ少年団指導者制度改定以前に認定員となった方も、JSPO公認スポーツリーダー資格を保有しています。

● **2020年度以降のスポーツ少年団認定育成員・認定員の位置付け**

⇨ 2019年度をもって、スポーツ少年団指導者資格（認定育成員・認定員）は終了しています。2020年度以降は、既に保有しているJSPO公認スポーツ指導者資格をもって、「指導者」としてスポーツ少年団登録をすることが可能です。
ただし、JSPO公認スポーツリーダー資格のみ保有している者が令和６(2024)年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動する場合には、スポーツリーダーを除くJSPO公認スポーツ指導者資格を取得していただく必要がございます。
（既にJSPO公認スポーツ資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）をお持ちの場合は新たに取得いただく必要はございません。）

4．スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け（2/5）

● **2019年度スポーツ少年団認定育成員の2020年度以降の位置付け**
※スポーツ少年団認定員でJSPO公認スポーツリーダーに加え、他のJSPO公認スポーツ指導者資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）を保有されている方も同様です。

⇨ **保有されているJSPO公認スポーツ指導者資格が有効な限り、「理念を学んだ指導者」として、スポーツ少年団登録が可能です。**

※JSPO公認スポーツ指導者資格の更新には、更新研修の受講・修了と、資格更新手続きが必要です。
詳細は、下記JSPOのホームページをご覧ください。

<更新研修のご案内（JSPOホームページ）>
https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html
「トップページ」→「スポーツ指導者」→「資格更新のための研修」→「更新研修のご案内」

<登録手続きのお願い（JSPOホームページ）>
https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid229.html
「トップページ」→「スポーツ指導者」→「各種手続き等」→「登録手続きのお願い」

4．スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け（3/5）

● **2019年度スポーツ少年団認定員の2020年度以降の位置付け**

・JSPO公認スポーツリーダーを除くJSPO公認スポーツ指導者資格を保有している場合（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）

⇨ 保有しているJSPO公認スポーツ指導者資格を更新し続ける限り、**理念を学んだ(理念〇)指導者として、スポーツ少年団に登録することができます。**

	令和元(2019)年度	令和２(2020)年度	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
スポーツ少年団資格	認定員	※認定員資格は、2019年度末をもって無くなりました。					
JSPO公認資格	（JSPO公認スポーツリーダーを除く）JSPO公認スポーツ指導者資格						
スポーツ少年団登録	理念を学んだ(理念〇)指導者						

・JSPO公認スポーツリーダーのみを保有している場合

⇨ 令和５(2023)年度までは、理念を学んだ(理念〇)指導者として、スポーツ少年団に登録することができますが、**令和６(2024)年度以降は、「スタッフ」または「役員」としてスポーツ少年団に登録します。**

	令和元(2019)年度	令和２(2020)年度	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
スポーツ少年団資格	認定員	※認定員資格は、2019年度末をもって無くなりました。					
JSPO公認資格	スポーツリーダー						
スポーツ少年団登録	理念を学んだ(理念〇)指導者					スタッフ／役員	

4．スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け（4/5）

● **スポーツ少年団認定員に関する令和５(2023)年度までの移行期間の措置**

⇨ **スポーツ少年団認定員の方は、令和５(2023)年度のスポーツ少年団登録まで、JSPO公認スポーツリーダーの資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能です。ただし、令和６(2024)年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和５(2023)年度までにスポーツリーダーを除くJSPO公認スポーツ指導者資格を取得していただく必要がございます（下記参照）。**
（既にJSPO公認スポーツ資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）をお持ちの場合は新たに資格を取得いただく必要はございません。）

1. **「JSPO 公認コーチングアシスタント」資格への移行(取得)**
インターネットでの手続き(「指導者マイページ」のアカウント作成と移行申請)と登録手続き(JSPO からの案内に基づく登録料の支払い等)を行うことで、「JSPO 公認コーチングアシスタント」の資格取得が可能です。手続きについては次のページ（P14）でご確認ください。

2. **JSPO 公認スポーツ指導者資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）養成講習会受講・修了による資格の新規取得**
JSPO 公認スポーツ指導者資格養成講習会を受講・修了することで、JSPO 公認スポーツ指導者資格を取得することができます。養成講習会の実施についてはご所属の都道府県体育・スポーツ協会　もしくは各競技団体へお問い合わせください。

4．スポーツ少年団認定育成員・認定員の2020年度以降の位置付け（5/5）

● JSPO公認スポーツリーダーからJSPO公認コーチングアシスタントへの移行

⇨ JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行申請を行い、その後、登録手続きを行うことで、資格の移行（JSPO公認コーチングアシスタントの取得）が完了します。なお資格の有効期限は、移行（登録）が完了してから４年間となります。手続きの詳細は下記マニュアルでご覧になれます

マニュアルURL：https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca_ikou_manual.pdf

■「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行うことで完了します。資格の登録には他の公認スポーツ指導者資格と同様に、資格登録料（10,000円／４年）と、初期登録手数料3,000円（※）が必要になります。
※令和５年４月１日付登録から3,300円に変更になります

＜JSPO公認コーチングアシスタントへの移行時期と資格有効期限＞

移行申請	移行手続き	資格有効期限
～令和４(2022)年５月31日	～令和４(2022)年９月30日	令和４(2022)年10月１日～令和８(2026)年９月30日
～令和４(2022)年11月30日	～令和５(2023)年３月31日	令和５(2023)年４月１日～令和９(2027)年３月31日
～令和５(2023)年５月31日	～令和５(2023)年９月30日	令和５(2023)年10月１日～令和９(2027)年９月30日
～令和５(2023)年11月30日	～令和６(2024)年３月31日	令和６(2024)年４月１日～令和10(2028)年３月31日

※コーチングアシスタント：
JSPO公認スポーツ指導者制度の中に2019年4月に新たに設置された登録・更新制の資格です。
JSPO公認スポーツリーダーと同様のカリキュラムで養成しています。

5．スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター（1/3）

● スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師の条件

⇨ 下記２つの条件のうち、１つ以上満たしていること

① 日本スポーツ少年団がスタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクターとして委嘱した者

→ 日本スポーツ少年団が開催する「インストラクター移行研修会」、「インストラクター養成講習会」のいずれかを修了した方に対して、日本スポーツ少年団がインストラクターに委嘱します。

② 「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」および「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」

→ 大学、短期大学、専門学校、中・高等学校等での教育実績を持つ方は、インストラクターに委嘱されなくても講師を担うことが可能です。

5. スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター (2/3)

● **スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクターの養成**

⇨ **下記２つの研修会・講習会において、インストラクターを養成します。**

① スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター移行研修会

開催期間：　令和元(2019)年度～令和5(2023)年度〔5年間〕
※令和2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

開催回数：　７回／年

研修会日程：　１日

受講条件：　令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団登録をし、令和２(2020)年度以降も継続してスポーツ少年団登録をしている方

② スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター養成講習会

開催期間：　令和元(2019)年度～〔当面は、期間の設定なし〕

開催回数：　１回／年

講習会日程：　２日間

受講条件：　都道府県スポーツ少年団から推薦されたスポーツ少年団登録者

5. スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター (3/3)

● **インストラクターに関する2023年までの移行期間の措置**

⇨ **令和元(2019)年度に日本スポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団登録をしている方は、継続してスポーツ少年団登録をしていれば、令和5(2023)年度までスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師を担うことができます。**

※令和6(2024)年度以降、同養成講習会の講師を担うためには、令和5(2023)年度までに、インストラクター移行研修会を修了し、日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱されることが必要になります。

＜スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会において講師を担える方の考え方＞

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度～
	＜移行期間＞				
インストラクター	→	→	→	→	→
スポーツ少年団認定育成員	→	→	→	→	
教育実績を持つ者	→	→	→	→	→

※教育実績を持つ方は、移行期間にかかわらず、同養成講習会の講師を担うことが可能です。

6．スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会修了者の翌年度のスポーツ少年団登録

- スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会受講修了者の指導者登録

スポーツ少年団登録前年度	スポーツ少年団登録年度（講習会受講翌年度）						
4月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
養成講習会受講・修了				資格登録手続き			資格認定

スタートコーチ（スポーツ少年団）をはじめとする、JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会受講修了者は、翌年度の10月1日から資格認定となるため、講習会受講翌年度の４月～９月の期間は、資格保有者ではない。

⇨ 講習会受講翌年度は、「前年度養成講習会受講修了者」として
スポーツ少年団登録システムにて管理したうえで、
「（理念を学んだ）指導者」として登録することを可能とします。